

令和2年度 社会福祉法人坂東市社会福祉協議会 事業計画

1. 基本方針

私達の置かれている社会は人口減少や少子高齢社会が進行し、地域でのつながりが一段と希薄化している状況にあります。また近年多発する自然災害に対しても、日頃から高齢者や子供達などを含めた地域間交流を継続的に得ていき、支え合える地域づくりが重要となってまいります。

これらを背景に、坂東市社会福祉協議会は地域福祉推進の中核機関として、市民の安心・安全に暮らせる地域づくりや、各種団体活動並びに社協支部事業などの支援を推進してまいります。

また、令和2年度においては厳しい財政状況も踏まえ、これまで以上に費用対効果を見極める必要性があり、事業の廃止や団体助成の廃止減額などを実施しております。裾野の広い福祉において、本会としての役割や事業運営の意義を再認識しつつ丁寧な説明にも努力してまいります。

さらに令和2年度においては、本会基本計画である「第3次坂東市地域福祉活動計画（令和3年度～令和7年度）」策定年度にあたり、現行の活動計画の精査や地域福祉計画などの整合性を踏まえ、効果的且つ持続可能な地域福祉のあり方など、広く共鳴が得られる計画になるよう必要な施策を講じてまいります。

令和2年度の大きな事業変更点

(1) 訪問介護事業（ヘルパーステーション）の廃止

訪問介護員（ホームヘルパー）の人員不足や利用者数などにより、介護保険事業（訪問介護事業並びに指定基準型訪問介護サービス）・障がい者総合支援事業（居宅介護事業）・軽度生活援助事業を廃止した。

(2) 岩井・猿島福祉センター入浴施設利用時間の変更

入浴利用者の利用状況により、朝の利用開始時間を1時間遅くし、夜の利用終了時間を1時間早め1日あたり2時間の入浴施設利用時間の短縮を実施する。

〔(旧) 午前10時～午後9時 ⇒ (新) 午前11時～午後8時〕

2. 重点目標

坂東市社会福祉協議会は地域福祉の担い手として時代に応じた事業などを行う観点から、住民参加による福祉活動の取り組みなどを中心に下記項目を重点目標に掲げる。

(1) 地域福祉事業の継続的推進など

持続可能な社会保障制度を堅持するとともに、次世代育成に寄与するための事業などに着手し、社会福祉協議会が地域福祉の中核となり市民中心の事業に取り組む。

＝強化事業＝

①第3次地域福祉活動計画策定 ②歳末援護活動 ③ボランティア災害対策 ④フードバンクの取扱い ⑤傾聴ボランティア ⑥ボランティア団体の育成 ⑦ふれあいサロン事業 ⑧地域包括支援センター事業 ⑨地域福祉ネットワーク事業

(2) 地域福祉活動計画の総括や次期策定など

社会福祉協議会第2次地域福祉活動計画の最終年度として進捗状況を踏まえ振り返るとともに、第3次地域福祉活動計画策定がこれからの時代に沿う内容となるよう創意工夫を行う。

(3) 関係諸団体などとの連携推進

各行政機関や福祉関係機関・団体などとの緊密な連携を図るとともに、支部長連絡会を中核とした小地域ネットワークづくりとして支部事業の継続推進していく。

(4) 広報活動及び啓発活動の充実

社会福祉協議会ホームページの運営、社会福祉協議会だよりの定期発行、市広報紙の効果的活用、声の社協だよりの活用、各種事業向けの啓発活動などを丁寧に実施していく。